

外国人研修生送り出し制度と日本の地域社会の再生～中国送り出し団体を中心に

上林, 千恵子 / KAMIBAYASHI, Chieko

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2012-05

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530556

研究課題名（和文） 外国人研修生送り出し制度と日本の地域社会の再生
～中国送り出し団体を中心に研究課題名（英文） The Dispatching System of Foreign Trainees and the Revival of
Receiving Japanese Communities: Focusing on Chinese Dispatching Agencies

研究代表者

上林 千恵子 (KAMIBAYASHI CHIEKO)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：30255202

研究成果の概要（和文）：外国人技能実習制度の 8 割を占める中国人技能実習生は、中国人材幹旋会社により日本に送り出されている。これらの派遣会社は、当初は公的機関であったが、した日本の過疎地および電機・自動車産業が集住する各地域社会へ若年中国人労働者を送り出すことにより、日本の地域社会の活性化に貢献している。現在は、民間企業の成長が著しい。こうした民間の派遣会社は、受け入れ日本企業のニーズに合わせて、日本派遣前教育、派遣後のフォローアップを丁寧に行っており、既に若年者が流出した過疎地で操業する中小企業への若年労働力を供給するだけでなく、機械・金属業が集積する工業地区へも若年労働力を送り出している。

研究成果の概要（英文）：The 80 % of technical interns under the technical internship program (TIP) are Chinese workers who are sent by overseas dispatched agencies in China. Those agencies are now mainly run by private companies which try to respond to various needs of Japanese intern-receiving companies. Their pre-dispatching education in China or follow-ups in Japan are well-made. The dispatched Chinese workers as technical interns fill up vacancies for young Japanese workers in sparsely populated areas as well as in highly industrialized areas.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010 年度	900,000	270,000	1,170,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：外国人労働、外国人技能実習生、移民政策、中国系移住者

1. 研究開始当初の背景

(1) 外国人研修・実習制度が日本の中小企

業の存続に不可欠であり、既に日本社会に構造化されているが、その実習生の権利は日本人と比較して制限されている。

(2) 日本の地場産業はこの実習生に対して依存度を高めており、中小企業の労働問題研究としても技能実習制度の内容を知る必要がある。

(3) 日本の中国人技能実習生の実態を知るためには、母国中国での生活実態を明らかにする必要がある。彼らの中国での生活、来日目的、来日成果を明らかにする。

2. 研究の目的

(1) 中国の派遣会社の役割の解明
彼らが、どこからどのような採用基準で実習生を募集しているか、事前研修の目的はなにかをみる。

(2) 実習生の中国における職業と階層の確定をし、来日成果が何であったかを示す。

(3) 実習生受け入れ企業で実習生が果たす役割を明らかにし、企業の存続と地域社会の活性化にどのような効果があったかを明らかにする。

3. 研究の方法

中国現地でのフィールドワークと日本での受け入れ企業面接を実施した。

- ・中国派遣会社へのヒアリング
江蘇省常熟市 A 社訪問
2010 年 9 月、2011 年 9 月
山東省威海市 B 社訪問 2010 年 8 月
- ・ A 社および B 社での帰国実習生面接
- ・ B 社帰国実習生の家庭訪問 2 件
威海市近郊農家 2 軒
- ・ A 社および B 社の派遣前実習生と帰国実習生を対象にアンケート調査を実施
- ・ A 社を通じて実習生を受け入れている日本企業 C 社(ニット製品製造)の訪問
大阪府泉州地区 2011 年 10 月
- ・ C 社を通じて紹介された D 社(帆布製品製造)訪問
大阪府泉州地区 2011 年 10 月
インドネシア人実習生受け入れ企業

4. 研究成果

(1) 中国における労務輸出政策の変化

今回の調査の背景には、中国の労務輸出政策の変化がある。1990 年代半ばまで、中国の海外労働輸出(労務輸出)は政府の手によってのみ可能であった。1985 年頃から各省、各市が自前で海外人材派遣を行うようになり、したがって日本の技能実習制度の受け入れ先もこうした半ば公的機関であったし、そのため技能実習制度が「日中友好」の旗印の下に行われても、それほど違和感はなかった。

しかし、2000 年以降、この海外派遣業務に民間業者の参入が可能となって、派遣会社は対外貿易合作部の許可を得て海外派遣が可能となったのである。その結果、海外派遣対象者の人数は増加し、2007 年末時点で、海外就労者は累積で 300 万人を越えた。

こうした送り出し側の供給増が、派遣労働者の権利保障の必要性や、仲介機関が多重化することによる労働者の管理費用負担の高騰を招いており、派遣会社に対する政府規制が強化されてきている。

また海外人材派遣会社は、従来、商務部あるいは人的資本和社会保障部のいずれかから派遣許可を得なければならなかったが、2008 年以降は商務部に一本化された。労務輸出に伴う管理体制を整備し、行政コストの効率化を図るための措置とみられる。

一方、派遣会社の増加は、企業間の競争を招いており、日本側では研修手当の引き下げ傾向を招いた。しかし、2010 年 7 月に導入された新入管法では、実習生の前段階としての研修制度が廃止され、来日した実習生は入国当初から実習生として最低賃金の対象とされるようになったので、研修生手当が廃止され、研修手当の低落は収まった。

(2) 派遣会社の役割

中国での海外派遣業務が公的機関、あるいは半公的機関から民間会社に中心が移った。それに伴い、営業活動の激化から日本側受け入れ企業への肌理の細かいサービスが提供されている。今後もこうした傾向が継続することが予想される。

① 実習生の募集

派遣会社の大きな役割はここにある。訪問した派遣会社は青島、常熟、威海、大連などの大都市に位置していたが、日本企業が望むような能力を持つ労働者はこうした都市部に既に流入した農村労働力ではなく、自分が生まれ育った農村部との紐帯を強く持つ労働者である。その結果、身元が確かで、過去の経歴を(警察や近所の人を通して)確認可能な農村部で就労している労働者を掘り起こして日本からの求人者に備えている。

② 派遣前訓練

募集と並んで派遣会社の主要な任務は、派遣前訓練である。そのカリキュラムを見ると、単に日本語の訓練だけではなく、起床から就寝までの生活規律を守る訓練、体操、ランニングなどの体力訓練が組み込まれている。将来、必要が予測される基本的作業であるハンダ付け、ミシン縫製などの技能訓練の占める割合は小さい。日本企業は、彼らの技能よりも工場労働力にふさわしい職務規律をもった人間を期待していることがわかる。

また大手企業になればなるほど日本語訓練への要求が高まり、日本語レベル3級程度を事前に要求しており、そうした能力を持てば日本での賃金に上乘せをしていた。日本企業は、今や、実習生に低賃金労働力を求めているのではなく、現実に日本の職場で役に立つ労働力を求めていることがわかる。

(3) 中国人技能実習生の来日成果

中国人技能実習生は農民工、あるいは農民が出身階層であり、また身元が確実な人を農村から求人するべく派遣会社は送り出し地域を限定している。こうした階層の人を求人する理由は、3年間の派遣に耐えうる人を求めるためであり、現金収入の乏しい層を選別していることがわかった。実習生は、来日の成果として現金を獲得するだけでなく、元来が農民であるために、工場労働に適応した生活規律と職場規律を身につけて帰国している。

(4) 実習生アンケート調査結果

実習生の属性と来日目的を知るために、山東省威海市と江蘇省常熟市の2つの実習生派遣会社を通じて、実習生にアンケート調査を実施した。サンプリングは以下の通り。

常熟・帰国後実習生	15人
威海・帰国後実習生	28人
常熟・出発前実習生	41人
威海・出発前実習生	240人
合計	324人

この結果からの次のようなことが分かった。

① 男女比は3:7で女性が多い。これは実習生受け入れ企業に衣服製造業が多く、女性労働力を希望していること、また水産加工、機械・金属業その他の業種でも実習生には比較的低熟練労働を期待しており、従来の女性

パートタイマーが担ってきた仕事を実習生に期待していることから、女性の受け入れが多くなっている。

② また平均年齢は24.2歳で非常に若い。学歴は初級中学校以下が約4割、中卒後に2~3年教育である職業中学、技術労働者学校卒が4割であり、普通高校以上は2割に過ぎない。戸籍は農村戸籍を所有している人が77.5%であり、都市戸籍所有者は5.6%であった。

調査対象となった都市である常熟市および威海市は周辺に農村地域を抱える大都市であるが、実習生はその周辺の農村部出身者であることがわかる。

③ 中国での職業については威海では質問が不可能であったが、常熟での調査によると、女性が多いこともあり、半数が衣服・食品製造工、4割が機械操作工として就労しており、何らかの工場勤務経験を有していた。

以上は簡単な実習生の属性である。彼ら中国人実習生は、来日前からある程度工場経験をもつものの、農村出身者としてその技能レベルは低いことが推察される。そして日本でもほぼ同様の職種につくことが前提にされていて、技能レベル上は日本と母国との間に差異が少ないが、賃金が日本の方が高いこと、また要求される品質レベルは日本の方が高く、生産スピードも日本の方が早い。

(5) 地域社会の活性化

来日した技能実習生は、過疎地の工場で働くことが多く、そうした地域では若年労働者が不足しているために、実習生が地域から歓迎されている。外国の事例では、移民受け入れが本国人の雇用機会を奪うことが懸念されているが、日本の技能実習生の場合は、高齢化して引退間際の高齢労働者の代替労働力として実習生が受け入れられているために、実習生と地域社会との摩擦は少ない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

1. Chieko Kamibayashi, 2010, "The Temporary Foreign Worker Programme in Japanese Style: the 20 years' history of the Technical Internship Programme (TIP)", Working Paper No.155, Institute of Comparative Economic Studies, Hosei University, Tokyo, pp.1-19, 査読なし

2. 上林千恵子,2010,「外国人技能実習制度の現状と今後の課題」『労働調査』2010年11・12月号、pp.10-16、労働調査協議会、査読なし

3. 上林千恵子,2009「一時的外国人労働者受入れ制度の定着過程～外国人研修・技能実習制度を中心に」『社会志林』法政大学社会学会、第55巻第1号、pp.39-63, 査読なし

4. 上林千恵子,2009「日本の外国人労働者の類型とその現状」『農村と都市を結ぶ』No.687、pp20-30, 全農林労働組合、査読なし

〔学会発表〕(計2件)

1. 上林千恵子、2011、「中国系移住者と日本社会(2) 中国人技能実習生の出身階層と来日成果～経済的送金と社会的送金」、第84回日本社会学会大会、2011年9月18日、大阪府茨木市、関西大学

2. 田嶋淳子、2011、「中国系移住者と日本社会(1) 移住システムからみた研修・実習制度」、第84回日本社会学会大会、2011年9月18日、大阪府茨木市、関西大学

〔図書〕(計3件)

1. 上林千恵子、2012「外国人労働者の権利と労働問題—労働者受け入れとしての技能実習生」宮島喬・吉村真子編『移民・マイノリティと社会規範』法政大学出版会(印刷中のため、ページが不明)

2. 上林千恵子、2010「外国人単純労働者の受け入れ方法の検討—日本の技能実習制度と西欧諸国の受け入れ制度との比較から」五十嵐泰正編『越境する労働と〈移民〉』大月書店、313ページ中、pp.137-170

3. 田嶋淳子、2010.『国際移住の社会学』明石書店、344ページ

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上林 千恵子 (KAMIBAYASHI CHIEKO)
法政大学・社会学部・教授
研究者番号：30255202

(2) 研究分担者

田嶋 淳子 (TAJIMA JUNKO)
法政大学・社会学部・教授
研究者番号：20255152

(3) 連携研究者
なし